

介護老人保健施設にしかた 介護予防短期入所療養介護サービス 利用料金表(平成29年4月～)

1) 保険給付の自己負担額(1日あたり)

※当施設は介護報酬 地域区分(7級地)に該当することから、自己負担額につきましては1単位10.14円の金額を記載しています。
介護保険請求の計算上、端数処理の関係上、若干の誤差が生じる場合がありますのでご了承ください。

●従来型個室(個室ご利用の場合)

要介護度	単位	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)
要支援1	575 単位	583 円	1166 円
要支援2	716 単位	726 円	1452 円

●多床室(2人部屋・4人部屋ご利用の場合)

要介護度	単位	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)
要支援1	608 単位	617 円	1233 円
要支援2	762 単位	773 円	1546 円

●加算

項目	単位	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)
夜勤職員配置加算	24 単位	25 円	49 円
個別リハビリテーション実施加算	240 単位	244 円	487 円
認知症行動・心理症状緊急対応加算(月7日限度)	200 単位	203 円	406 円
若年性認知症利用者受入加算	120 単位	122 円	244 円
送迎加算(片道)	184 単位	187 円	373 円
療養食加算	23 単位	24 円	47 円
緊急時施設療養費(月3日限度、1日につき)	511 単位	519 円	1037 円
特定治療費	内容により	内容により	内容により

項目	単位	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)
サービス提供体制強化加算(I)イ※1	18 単位	19 円	37 円
サービス提供体制強化加算(I)ロ※1	12 単位	13 円	25 円
サービス提供体制強化加算(II)※1	6 単位	6 円	12 円
サービス提供体制強化加算(III)※1	6 単位	6 円	12 円
介護職員処遇改善加算(I)／月※1	所定単位数の39/1000	左記の1割	左記の2割
介護職員処遇改善加算(II)／月※1	所定単位数の29/1000		
介護職員処遇改善加算(III)／月※1	所定単位数の16/1000		
介護職員処遇改善加算(IV)／月※1	所定単位数の16/1000の90%		
介護職員処遇改善加算(V)／月※1	所定単位数の16/1000の90%		

【介護職員処遇改善加算について】

介護職員の処遇改善の取組として、介護報酬において介護職員処遇改善加算として実施されています。介護職員処遇改善加算の計算方法は、介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)×3.9%<処遇改善加算の場合 1単位未満の端数四捨五入>×地域単価(10.14)となり、ご利用者様負担額は、上記額-(上記額×0.9もしくは0.8(1円未満切り捨て))となります。

【利用者様 ご利用料金算出方法】

地域単価(10.14円)×単位数=〇〇円(1円未満切り捨て)

〇〇円-(〇〇円×0.9もしくは0.8(1円未満切り捨て))=

△△円(ご利用者様負担額)

実際のご利用料金の算出は、1か月のサービス合計単位数により計算します。

※1の加算につきましては、全てのご利用者様に一律で加算が発生致しますので、ご確認下さい。

2) その他の利用料

項目	利用者負担段階				
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	
滞在費	従来型個室／1日	490 円	490 円	1310 円	1920 円
	多床室(2人室、4人室)／1日	0 円	370 円	370 円	650 円
食費／1日	朝食	300 円	390 円	650 円	400 円
	昼食				720 円
	夕食				630 円
日常生活品費／1日	280 円	280 円	280 円	280 円	
教養娯楽費 /1日	220 円	220 円	220 円	220 円	
特別な室料	個室 /1日(消費税込)	1080 円		(税込み)	
	2人室 /1日(消費税込)	1080 円		(税込み)	
理美容代(カット料金)／1回	カット	2000 円		(非課税)	
	毛染	2500 円		(非課税)	
	シャンプー・セット	1000 円		(非課税)	
	顔剃り	500 円		(非課税)	
電気代 (1器具)／1日	54 円		(税込み)		
汚物洗濯代 (1枚につき)	100 円		(非課税)		
私物洗濯代 (1枚につき)	50 円		(非課税)		
特別な食事	実費				
送迎費用 片道 (短期入所のためのサービスです。通常の営業実施区域外についての送迎の場合に加算されます。)	540 円		(税込み)		
複写物の交付 (1枚につき)	11 円		(税込み)		

※第1段階から第3段階に該当される方は、市町村に「特定入所者介護サービス費」の申請をして、認定証の交付を受けて下さい。ご利用際には、必ず認定証を施設にご提示下さい。

※料金を掲示したものの以外に、ご利用者からの依頼により購入する日用品等については実費を徴収します。